

令和3年1月

上天草市農業委員会会議録

令和3年1月13日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和3年1月13日

午前9時30分開会

上天草市役所・大矢野庁舎 書庫棟2階会議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第6 報告第1号 利用権設定合意解約について
- 日程第7 その他 上天草市農業振興地域整備計画見直しに係る意見聴取について

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（9名）

会長 西岡 光雄 職務代理者 蓮田 治住 2番 松岡 健二郎 3番 山口 勝喜
5番 木嶋 たか子 6番 磯田 清俊 7番 岩崎 國重 8番 源 義通
9番 松本 光義

（事務局）

局長 徳弘 恵吾 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。（2名）

4番 水野 美奈子 10番 森 和敏

1 開 会

事務局（徳弘）

皆様おはようございます。ただいまより、令和3年1月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日、9名の委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、あけましておめでとうございます。

一同

（おめでとうございます。）

議長（西岡）

令和3年の新しい年を迎えまして、本日ここに1月の総会を開催することができましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

昨年は、コロナに振り回された一年でありました。農業委員会活動におきましてもコロナによって多くの弊害がでたことを皆さん方もご承知だろうと思います。こういった中で年頭のご挨拶にあたりコロナのことを申し上げるのは、本当に論外ではございますけれども、現在の状況は、緊急事態宣言が発出され、非常に厳しい状況に陥っているわけでございます。県下におきましても毎日感染者が増大しているその中で、我々上天草市の市民としても油断ができない状況であろうかと思いません。

そういった中、今年はコロナという厳しい状況の中で、農業委員会活動を続けなければならないわけでありまして、どうかひとつ事務局の皆さん方、農業委員、そしてまた推進委員の皆さん方と力を合わせまして、今年度の農業委員会活動に頑張ってくださいと思うわけでございます。

年頭にあたり大変簡単ではございますけれども、皆さん方と共に農業委員会活動が大いに活発に活動できますよう心からお願いを申し上げ、年頭のご挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは議事に入ります。

本日の議事録署名委員の指名を行います。9番、松本委員、1番、蓮田委員、よろしく願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番△、地目は田、面積は291㎡です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北西の方向、約1.3kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田5,725㎡、畑1万2,488㎡、合計1万8,213㎡、稼働力は2、農機具等は、トラクター1、耕運機1、田植機1、コンバイン1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で5分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われま。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

6番磯田が説明いたします。詳しいことは今、事務局から話がありましたとおりですけれども、申請人は野菜、米を作っている専業農家の方で、この申請

地については、昨年の10月に申請があった畑の横になります。

図面の△△△△番△が昨年10月に許可申請があったところでして、その横の細長い△△△△番△が今回の申請地になりますけれども、前の画面を見てくださいとわかるとおり平面です。1枚の畑になっておりまして、名義がその中に2つあるということになります。どういうことなのかと聞いてみましたところ、もう何十年も昔、親戚同士の土地の交換でここを1枚にしたということをおっしゃっておられましたけれども、その証拠というのが全くなく、当時の方も1人しかおられなくて、今回売買ということで申請されたということです。

画面ちょっと見づらいかと思えますけれども、すぐにでも畑になるような土地です。申請人がタマネギを作りたいとおっしゃっておられましたので、何も問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長（西岡）

ただいま1番の説明が終わりましたが、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第1号、番号2番です。議案は2ページになります。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉地区字□□△△△番、地目は田、面積は1,081㎡です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約10kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田8,547㎡、畑3,193㎡、合計1万1,740㎡、稼働力は1、農機具等は、トラクター2、軽トラック1、モア1、草刈機1、ロールベアラ1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から徒歩2分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、牧草を栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われまます。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたしま

す。

8 番（源）

はい。議案 1 号の 2 番につきまして、8 番源より説明申し上げます。

この土地は、譲渡人が高齢になり耕作が困難ということになった状況の中で、譲受人が畜産経営を拡張するという事で、飼料作物の栽培地が欲しいということで、両方の意見が合いまして売買ということになりました。

既に現在、画面で見てもらっているとおり、飼料作物を栽培してあります。特に問題ないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（西岡）

ただいま 2 番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について。1 番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。説明の前に議案の修正をお願いします。議案第 2 号、番号 2 番の申請は、事前の協議によって取下げとなりました。

説明に入ります。議案第 2 号、番号 1 番です。議案は 4 ページになります。申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□△△△番△、地目は畑、面積 2 5 0 m²です。申請場所は、図面 1 ページ③、詳細は 6～7 ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北の方向、約 1.6 km のあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場の造成で、事業資金は土地購入費△△△万円、土地造成費△△△万円、合計△△△万円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われれます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、掘削した土砂は敷地内の盛土に利用し、道路側に転落防止のガ

ードパイプを設置するとのことですので。説明は以上です。

議長（西岡）

はい。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（松岡）

はい。議案第2号の1番につきまして、推進委員、松岡が説明いたします。

この土地は譲渡人の方から買ってこれと譲受人に言われたそうございまして、現在、施設に入所中、高齢ということで、このコロナ禍にありましてなかなか話もうまく進まなかったというお話でありました。駐車場がないということでここを利用されるということでございます。道路沿いには市のほうからブロックを接いでありますので、建設課のほうに確認をとるように、ということは指導しております。ほかは別に問題ないと思います。以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することにいたします。

なお、ただいま事務局のほうから2番の案件が取下げということでありましたけれども、議案書に出た以上は取下げ理由の説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。2番の申請は1種農地に該当していたため、今回は取下げということになりました。

議長（西岡）

この採草放牧地は、1種農地は転用できないということですか。

事務局（徳弘）

説明いたします。当初、ここの申請内容としては牧場（まきば）としてということでいただいております。私たちが議案に載せてということで進めていたんですけども、県等に確認する中で、現在の地目が畑で牧草栽培地ということになっております。言葉はややこしいんですけども、畑ではないものにしたいという申請、採草放牧地という内容だったもので、となりますと当該地含んだ地域が1種農地ということになりますと、農地から農地でないものへは制限がある、ということになります。現在の地目は、畑で牧草栽培地ということになっております。それを畑ではないものとしての牧場、採草放牧地にしたいという申請でありましたので、その判断は難しいということをお伝えしたということになります。

議長（西岡）

それでは採草放牧地は農地ではないということですか。

事務局（徳弘） 言葉がややこしいですけども、採草放牧地というのは、農地ではない、農地以外のところで、いわゆる飼料とかを刈り取っている場合は採草放牧地という言い方になります。

議長（西岡） その地目が採草放牧地であるわけですね。農地、雑種地とかありますよね。そういったふうにして採草放牧地という地目ですか。

事務局（徳弘） 地目としては牧場です。

3番（山口） 牧場用地といいますね。

議長（西岡） そこでは放牧はしないわけでしょう。

事務局（徳弘） そうですね。

7番（岩崎） これで承認されたわけですか。

事務局（徳弘） 3条で畑、牧場、牧草栽培地で個人からこの法人のほうにということであれば、今回貸借ですのでその手続きは普通ではあるんですけども、5条で個人から法人に農地を農地でないものとして渡したいという申請内容だったものですから。

3番（山口） 農地を農地として申請すれば通るけれども、5条で申請しているので通りません、ということ。

議長（西岡） それでは、ただいま2番につきましては、事務局からの説明ということでご了解をいただきたいと思います。
それでは、続きまして3番、説明をお願いいたします。

事務局（池林） はい。議案第2号、番号3番です。議案は同じく4ページになります。
申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△番△、地目は畑、面積499㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から西の方向、約1kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の建設で、事業資金は土地購入費△△△万円、建築費△△△△万△△△△円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われま。権利の種類は、売買による所有権の移転です。
続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は溜桝に集水後、水路に排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、水路に排水するとのことです。被害防除については、造成工事の必要はなく、日照、通風、耕作等への影響もないとのことです。被害が生じた場合は、申請人が責任を持って対処するとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

6番磯田が説明いたします。

事務局の説明にあったとおりですけれども、（画面の）真ん中に溝があって、若干左側が下がっているかなと感じられました。あとここを20cm程度嵩上げしなければならぬんじゃないかというふうにおっしゃっておられましたけれども、そんなに造成の必要はないかと思われまます。排水についても画面の奥、山側のほうにちょっと大きな水路があります。そこに排水されるそうです。

お話を伺ったところ、今現在はアパートに住んでいて、家族、親子、個人住宅を持つのが夢ということでずっと探しておられて、学校に近くて静かなところということで紹介してもらい決めたそうです。以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして4番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第2号、番号4番です。議案は同じく4ページになります。

申請人は、熊本市の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町中地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積1,057㎡です。申請場所は、図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南西の方向、約1.7kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は資材置場の建設で、事業資金は土地購入費△△△万円、土地造成費△△△万円、合計△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われまます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は自然地下浸透で、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、周囲に仮囲い等を設け、土砂の堆積、崩壊等に伴う流出防止等の被害防除に努め、完成後も粉塵等の飛散、捨石等の被害防除に努め、その他ガス、湧水等含む被害が生じた場合は速やかに対処するとのことです。説明は以上です。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎） はい。議案第2号の4番につきまして、7番の岩崎が説明いたします。
画面でご覧のとおり、ちょうど真ん前にタマネギを作っている生産者がハウスの資材とか堆肥とか置いていますけれども、3月までに随時片づけますということで昨日報告を受けました。

申請者は熊本市内の方で、事業拡大に伴って上天草市内に資材置場が必要になり、交通の便もよく資金面等の条件も合ったためにこの申請地を選定されたそうでございます。隣接農地はタマネギを作っておられますけれども、同意も得ておられますので問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま4番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡） 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定するために審議を求めます。ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田） はい。議案第3号、農用地利用集積計画（案）貸借権設定について説明いたします。

議案は5ページから21ページになります。説明の前に2カ所申請書の訂正の申し出がありましたので、議案の修正をお願いいたします。

議案9ページ、番号8番、借賃に関して、こちら380kgの物納となっていまし

たが、こちらが粃240kgの物納に変更となりましたので修正をお願いします。

二つ目は、議案10ページ、番号9番、同じく借賃の変更で、全体で△万円の支払いとなっていました。こちらは全体で△万円の支払いに変更になりましたので、修正をお願いします。

では議案の説明に移ります。今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が5件、新規設定の計画が26件となっております。

はじめに、議案6ページ、番号1番から議案8ページ、番号5番の再設定の計画は、内容については議案のとおりで、利用目的、借地設定期間及び支払方法等については、前回の集積計画から変更等はありませんでした。

次に、新規設定の計画について説明いたします。まず、議案8ページ、番号6番、土地の所在、大矢野町登立字□□□、地番△△△△番外1筆、登記簿地目は畑2筆、合計面積は2,165㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畑、借賃は全体で△万円です。設定期間は、令和3年2月1日から令和13年1月31日までの10年間です。

次に、議案9ページ、番号7番、土地の所在、大矢野町上字□□□□、地番△△△△番△、登記簿地目は田、面積は809㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は水田、借賃は1筆当たり△万円です。設定期間は、令和3年2月1日から令和13年1月31日までの10年間です。

次に、議案9ページ、番号8番、土地の所在、大矢野町上字□□□□、地番△△△△番△外4筆、登記簿地目は田5筆、合計面積は3,153㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畑、借賃は全体で粃240kgの物納です。設定期間は、令和3年2月1日から令和13年1月31日までの10年間です。

次に、議案10ページ、番号9番、土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番△外1筆、登記簿地目は畑2筆、合計面積は2,144㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畑、借賃は全体で△万円です。設定期間は、令和3年2月1日から令和13年1月31日までの10年間です。

次に、議案10ページ、番号10番、土地の所在、大矢野町上字□□、地番△△△△番△、登記簿地目は畑、合計面積は3,250㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畑、借賃は10a当たり△万円です。設定期間は、令和3年2月1日から令和8年3月31日までの5年2カ月です。

次に、議案11ページ、番号11番から議案18ページ、番号25番までは、借受人、借地設定期間及び支払方法等が同じため併せて説明いたします。

土地の所在、松島町合津字□□□□□、地番△△△△番△△外58筆、登記簿地目は田57筆、畑1筆、雑種地1筆、合計面積は2万9,697㎡です。貸付人は

松島町の個人の方13名、市外の個人の方2名です。借受人は熊本県農業公社です。利用目的は水田58筆、普通畑1筆、借賃は10a当たり△△△△円の口座振込です。設定期間は、令和3年2月1日から令和13年1月31日までの10年間です。

最後に、議案18ページ、番号26番から議案21ページ、番号31番までは、借受人、借地設定期間及び支払方法等が同じためまとめて説明いたします。土地の所在、松島町合津字□□□□□、地番△△△△番△外15筆、登記簿地目は田14筆、畑2筆、合計面積は1万116㎡です。貸付人は松島町の個人の方3名、市外の個人の方3名です。借受人は熊本県農業公社です。利用目的は水田14筆、普通畑2筆、借賃は10a当たり△△△△円の口座振込です。設定期間は、令和3年3月1日から令和13年2月28日までの10年間です。利用権の設定をする人31名、利用権の設定を受ける人7名、利用権設定面積合計は6万6,574㎡となっております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま農用地利用集積計画(案)の説明がございましたけれども、皆様のご意見を伺いたいと思います。何かご意見ございませんか。

3番（山口）

3番の山口ですが、農業公社が松島を結構借りて金額も△△△△円ですが、あと借り手を探して計画してあるのでしょうか。10年と計画してあるけど。

事務局（塩田）

農業公社が利用権設定を受ける農地については、○○○○○○さんが借り受ける予定ということです。

議長（西岡）

ほかに何か質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

それでは、何もありませんので、議案第3号につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

報告第1号 利用権設定合意解約について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号利用権設定合意解約について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。報告第1号について、農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地利用集積計画の作成及び公告を行った貸借契約について、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

議案22ページ、番号1番です。解約する土地の所在、大矢野町上字□□□□、地番△△△△番△外4筆、登記簿地目は田5筆、合計面積は3,153㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。設定期間は平成30年12月26日から令和5年12月25日で、合意解約日は令和2年12月9日です。解約理由は双方合意により解約となりました。こちらの解約される農地については、議案第3号、議案9ページ、第8号のとおり解約後新たな借受人により耕作することが決定しております。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま報告第1号の説明がありましたけれども、皆さん方、ご質問、ご意見ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何もございませんので、報告第1号につきましては、報告どおりといたします。

その他 上天草市農業振興地域整備計画見直しに係る意見の聴取について

議長（西岡）

続きまして、上天草市農業振興地域整備計画見直しに係る意見の聴取について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

上天草市農業振興地域整備計画見直しに係る意見聴取について、経済振興部農林水産課から依頼がありましたので、先にお配りした資料に大きく写しと書いてある紙になりますが、こちらの資料をご覧ください。

上天草市で定める農業振興地域整備計画は、5年ごとに見直しが行われていますが、今回、前回の見直しから5年が経ち、農業経営振興地域から除外される農地及び新たに編入される農地について、おおよそ県との打合せも終了し、新たに除外される農地及び編入される農地について、関係各所からの意見聴取を行いたいということに依頼がありました。農業委員会で意見があればこの場でまとめて農林水産課に提出したいと思い、今回その他の議題としてあげております。具体的な対象地につきましては各テーブルに1部ずつA3で航空図及び字図としてお配りしている広域図をご確認ください。

議長（西岡）

皆さん方、場所は大体わかりましたか。航空写真が付いていますが。

- 9番（松本） 大体わかりました。
- 議長（西岡） 山間地の除外なら大体わかります。しかしこの松島の国道沿いを何で除外するのか。
- 事務局（塩田） 資料の様式2の番号2番で、地形及び自然条件等により農業上の近代化が見込まれない小規模の農用地ということで、県と打合せが終わっているようです。
- 議長（西岡） 小規模な農用地ならばいいのですが。
- 1番（蓮田） 荒れてはいますけども。
- 事務局（塩田） これから先、農業が見込まれないことと、開発行為が見込まれる土地ということです。
- 3番（山口） ちょっといいですか、農振の委員にも文書で届いていました。あれとこれは重複するんじゃないですか。
- 事務局（徳弘） 農振の委員に農業委員としてなっておられる方も何名かいらっしゃると思うんですけども、その方には個別に、全く同じものが農振の委員さんとして届いていると思います。これは農林水産課の担当にも確認したんですけども、農業委員会としてご意見があればくださいということでした。
- 3番（山口） この松島の国道沿いにずっと印がしてあって、木が茂って山のようになっているところがありますよね。それを見越してあるのだろうかと思って。
- 1番（蓮田） 竹や木になってしまっていますよね。
- 議長（西岡） この山間地を外すならわかりますが、この松島の国道沿いの平地を何で外すのかと私は疑問に思うわけです。
- 9番（松本） あそこが本当に農用地として今後利用できるかということになるならば非常に難しい面があります。やっぱり後継者不足、土地の条件等いろいろあってですね、これは地元の人が1番わかっていると思うんですけども、皆さんご存知のとおり木が植わっております。そこは私たちがまだ若いときから藪がだんだん広がってきて今の状態になっています。
- ここは埋めたい、建てたいということを要請しても、なかなか許可が出ないとか、また、ここの水路の口を開けると我が家が浸かって困るとか、いろんな条件の中で、

下流域の農地を守るために上からの用水路はストップしたんだろうと思います。〇〇〇〇のところで、あの水路から送るとまだ排水設備ができていなかったから、下流域が浸かってしまうからということで、カットして、上流域は浸かっても下流域は浸からないような選択をしたと思います。

川の条件としても、上流域については区画整備をされるような状況の中で広げて拡張すればいいんですけども、なかなかそこにまだ至っていないという条件の中で、ああ、ここはやっぱりもう見込みがないのだなあという感覚で捉えられたと私は思います。

ですので、できないということはないですけども、今からやろうとすれば川の構造から変えて、排水からし直していかないと、下流域はポンプを使っていますけれども上流域は捌けないので浸かってしまいます。だから作物を作られないんですよ。そういう状況で、ああもう大変だなあという感覚の中でこういう設定がされたと思います。以上です。

1 番（蓮田）

以前は緑竹を植えていたけれども根腐れしてしまいました。

議長（西岡）

各地区、自分の担当地区で農振除外された場所があると思います。それを地元の皆さん方が納得して、「ああ、それならいいですよ」と言われるならそれでいいんですよ。やはりその地元の方が一番詳しいと思うわけです。今、松本委員が言われるように、この松島の国道沿いも農振から外されても仕方がないという意見があれば、それはそれでいいです。農業委員会ではそういった意見が出ましたということ。

9 番（松本）

河川がきちんとできないと、やっぱり農業はできないような状況かと思います。

議長（西岡）

ほかの地区でもですね、農振の除外をされる地区があると思います。やはり自分の担当地区あたりで除外されていて何か疑問の点があればですね、ここで言うだけいただければ。山間地だから外されても仕方がないと言われるならそれでもいいだろうし、何で外したのかと疑問があれば、ここで質問していただければ何かの答えが出てくると思うのですが、この図面を見て別に何ら異議ありませんと農業委員の方々が言われるなら、農業委員会の意見としては、「別にこの農振除外の件については問題ありません」と答えていいわけです。

9 番（松本）

松島の合津地区は、条件的には一番いいところですよ。

議長（西岡）

私もそう思いました。

9 番（松本）

一番いいところだから、我々も除外することは何でというのは不満を持っていた

わけですけれども、今までの流れの中で、やっぱり皆さんが同意をしなかったという部分もありましたので。

議長（西岡）

編入してある箇所がありますが、あれは何のために編入したのか。2カ所ぐらい農振地に編入したところがあったじゃないですか。

事務局（徳弘）

編入がですね、2カ所ほど地図で出ていると思うんですけども、資料の2枚目に、別添様式2変更総括表というのが付いておまして、一番下に編入が2万4,000㎡あります。理由として、土地の区分として法第10条第3項各号に該当する土地というのが書いてあります。第3項を見てみましたが、集団的に存在する農地とか、土地の保全利用が必要な農地とか、いろいろ書いてあります。

恐らくですけれども、編入することで様々な農業に関する施策が受けやすくなるために、ちょっとばらけているところ、農振に入っていないところを農振農用地として計画の中に組み込むという理由はあったのかなと思います。

事務局（塩田）

編入の場所については、3枚目の青い枠で囲われている地図のところですよ。

事務局（徳弘）

この写しと書いてある資料の3枚目がちょっと見にくいですが、湯島に2カ所、それと倉岳との境目、教良木ダムの上のほうの農地です。

9番（松本）

大谷ですね。

事務局（徳弘）

はい、大谷ですね。湯島の東側、西側、教良木地区の3カ所が編入となっております。

1番（蓮田）

大谷はきれいになっていますね。

議長（西岡）

どうでしょうか。農業委員会の意見ということで、何ら問題ありません、意見はありません、でいいですか。

2番（松岡）

国道沿いの農振を外すということは痛しかゆしではありますよね、やっぱり農業委員会としてはですね。それでも今の現状で田んぼを作る人はいない。

議長（西岡）

外されても仕方ありませんと皆さん方が思えば、それはそれでいいだろうし。

8番（源）

地形からみれば外すというのはおかしいと思うけれども、さっき松本委員の言われるように、ああいった現状のところをそのまま農振地域としておいても、市が直接でもどうにかできるのかという話です。やはりもうあの状態なら、私は除外して

ほかへの活用を認めるのが本当だろうと思います。

議長（西岡）

国道沿いですから、何かいろんなものができるかもしれません。

1 番（蓮田）

宅地にもなるし。

事務局（徳弘）

松島のアロマから本渡に向かい中学校、小学校がある手前、コメリがありますけれども、あの辺一带で大体20ha前後の農地のまとまりがありますけれども、三つに分かれていると考えてください。一つはアロマに近いほう、消防署の前のところで道が走っているんですけども、ここが一つの固まり、次にアロマから本渡に向かう国道の左側に広い農地がありますけれども、その中に川が一本走っております。その川を挟んで国道に近いほうと国道から遠いほう、この三つに分かれているようなイメージで。今回農振外してあるのは、この国道に近い部分ですね、ここが一番荒れている状態となっています。

議長（西岡）

川の向こうは結構作ってあります。

9 番（松本）

スムーズに川の水がうまく抜ければ溜まらないのですが。

議長（西岡）

この農振地域の除外について、農業委員会としての意見をまとめるわけですが、皆さん方、何らご異議ございません、よろしいですか。

9 番（松本）

できれば農振を外さないで作ってくれたほうがいいですけどね。農業委員会としてはですね。

議長（西岡）

地元の皆さん方のご意見を聞くうえではですね、まあ仕方ないだろうというのが大体の意見じゃないですか。それで、今回ここに提示されておりますこの農振除外、編入については、農業委員会としては、これから先はどうしたらいいですか。

8 番（源）

市は外してどうしようかと思っていますか。

議長（西岡）

この松島の国道沿いはどうするのだろうか、局長に私が聞いたじゃないですか、その理由は何かと。

事務局（徳弘）

明確に何か開発計画とかがあってということではないようです。

9 番（松本）

私も今朝、農林水産課の担当とちょっと話をしたんですけども、現状を眺めたところで山林化とか、そういうどうにもできない農地を指摘をしましたと。

議長（西岡） 山間地なら私たちも何も思いません。

9番（松本） それは議長の言われるように、これ(資料)を見て、「おお、これは上等だ」と言う人はいません。

1番（蓮田） 仕方ありませんと。

9番（松本） あそこには大きい工場を建てたほうがいいです。今のように荒れているよりも。

議長（西岡） これは農振を外しておけば、やり易いですね。

9番（松本） 要するに農振に入っているために、個人でこうしたいという要望が皆さん通らないわけですよ。埋め立てて家を建てたいと言っても許可が出ない。

議長（西岡） それでは、この農振除外については、農業委員会としては同意でいいですか。

(はい の声あり)

事務局（徳弘） はい。意見はありますかという問いでしたので、意見なしということでまとめておいてよろしいでしょうか。

(はい の声あり)

議長（西岡） ほかに議事はありませんね。


事務局（徳弘） はい、議題は終了です。

議長（西岡） それでは、皆さん方には慎重なるご審議をいただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして本日の総会の議事を終了いたしたいと思いますが、あとにまだ続きがございますのでよろしくお願いいたします。

(テープ終了)

その他

(最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会)



閉会 午前10時40分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和3年1月13日

上天草市農業委員会 会長

西 岡 光 隆

上天草市農業委員会 委員

蓮 田 治 佳

上天草市農業委員会 委員

松 本 光 義